

広倉協第 14 号
平成 28 年 5 月 17 日

広島県倉庫協会会員 代表者 様

広島市南区京橋町 1-23 三井生命広島駅前ビル内

広島県倉庫協会
会長 **古川 浩 延**

改正障害者雇用促進法の施行を踏まえた公正な採用選考の実施等について

掲題の件について、広島労働局職業安定部長より通知がありこの法律の着実な実施に向け、別添の通り「障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関する Q&A」が作成されました。

つきましては、本件の内容をご理解の上、関係各位に対し周知していただきますとともに、格段の配慮を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成28年5月12日

広島県倉庫協会 御中

広島労働局職業安定部長



改正障害者雇用促進法の施行を踏まえた公正な採用選考の実施等について

職業安定行政の運営については、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年4月1日より、雇用分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務等を規定した、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。厚生労働省としては、これらの着実な実施に引き続き取り組んでまいり所存です。

改正障害者雇用促進法の施行を受け、先般、「障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&A」の第二版を作成・公表いたしました。Q&A第二版では、新たに、

- ・ プライバシーに配慮した障害の具体的な確認方法の手順や、
- ・ 紛争の解決に関する手順や仕組みのほか、
- ・ 求人募集要件として、単に「心身ともに健全（健康）な方を募集」というような表現を使用することは、障害や難病のある方が一律に排除されているかのような印象を求職者などに与えるおそれもあること

等の事項を追記しておりますので、傘下各企業への周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本年2月には、採用基準等の点検を含め、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考の確保が図られるよう、貴団体における傘下各企業等に対する周知・徹底に関する御配慮についてお願いをさせていただいたところ、上記の障害者雇用促進法の施行と併せて、改めてこれら諸施策の趣旨を御理解の上、更なる採用基準等の点検を含め就職の機会均等に向けた取組が一層推進されますよう、格段のご配慮を賜りますことをお願い申し上げます。

